

山都町運動公園の管理運営に関する基本協定書（案）

山都町（以下「委託者」という。）と（以下「受託者」という。）とは、山都町運動公園の管理及び運営に関する業務（以下「管理業務」という。）について、次の条項により基本協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、山都町運動公園の設置及び管理に関する条例（令和4年山都町条例第26号。以下「条例」という。）第12条の規定により指定管理者に指定された受託者が行う管理業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（管理業務）

第2条 委託者は、条例第14条の規定に基づき、次に掲げる管理業務を受託者に行わせる。

- （1） 条例第7条第1項の運動公園の利用の許可に関する業務
 - （2） 運動公園の効用を高めるために教育委員会が特に必要と認める業務
 - （3） 運動公園の維持及び修繕に関する業務
 - （4） 運動公園の利用促進に資するための各種自主事業
 - （5） 前4号に掲げるもののほか、指定管理者が運動公園の管理上必要と認める業務
- 2 前項各号に掲げる業務の細目は、別記1「管理業務仕様書」に定めるとおりとする。

（管理規定）

第3条 受託者は、指定管理申請書に記載した事項については、前条の業務にかかる規程として定める。

（管理物件）

第4条 受託者が管理する施設及び物品等（以下「管理物件」という。）の対象は、別に委託者が提示する別記2「管理物件一覧」によるものとする。

- 2 受託者は、管理物件を常に善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 指定期間中に発生した著作権等については、原則として委託者に帰属するものとする。但し、特に必要があると認められる場合は、委託者受託者協議のうえ、その権利の帰属について定めるものとする。

（管理施設の修繕等）

第5条 管理施設の改築、増築、移設については、委託者が自己の費用と責任において実施するものとする。ただし、受託者が、自己の事情により実施するときは、あらかじめ委託者の承認を受けた場合に限り、受託者の責任と費用負担により実施することができるものとする。

- 2 管理施設の修繕については、受託者が当該年度に実施した修繕の費用が、指定管理料積算基礎額を越えるまでは、原則として金額に関係なく受託者が自己の費用と責任において実施するものとする。ただし、指定管理料積算基礎額を越えた場合は、1件につき20万円（消費税及び地方消費税を含む。）以上のものについて、委託者が自己の責任において実施する必要があると認めるときは、委託者受託者協議のうえ、委託者が自己

の費用において実施するものとする。

(委託者による備品等の貸与)

第6条 委託者は、別記2「管理物件」に示す備品等を、無償で受託者に貸与する。

2 受託者は、指定期間中、備品等を常に良好な状態に保つものとする。

3 委託者は、備品等が経年劣化等により本業務実施の用に供することができなくなった場合、受託者との協議により、必要に応じて委託者の費用で当該備品等を購入または調達するものとする。

4 受託者は、故意または過失により備品等を毀損滅失したときは、委託者との協議により、必要に応じて委託者に対しこれを弁償または自己の費用で当該物と同等の機能及び価値を有するものを購入または調達しなければならない。

(受託者による備品等の購入等)

第7条 受託者は、前条に定めるもののほか、受託者の任意により管理運営上必要な備品等を受託者の費用により購入または調達し、本業務実施のために供することができるものとし、備品等が経年劣化等により本業務実施の用に供することができなくなった場合、受託者の費用で当該備品等を購入または調達するものとする。

(指定管理者の責務)

第8条 受託者は、次に掲げる関係法令及び条例その他の関係規程等並びにこの協定の定めるところに従い信義に沿って誠実にこれを履行し、山都町運動公園が円滑に運営されるように管理しなければならない。

(1) 山都町運動公園の設置及び管理に関する条例、同施行規則

(2) 地方自治法、同施行令、同施行規則ほか行政関係法令

(3) 労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法令

(4) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律、同施行規則、水道法、同施行規則、建築基準法、消防法、同施行規則、電気事業法その他施設、設備の維持管理又は保守点検に関する法律

(5) 山都町美しいまちづくり条例

(6) 山都町避難所・福祉避難所運営マニュアル

(7) その他

ア 受託者は、施設の管理に関し知り得た個人情報の保護を図るため、本協定第24条において定める措置を講じること。

イ 受託者は、施設の使用許可承認等行政処分に相当する権限を行使するときは、山都町行政手続条例第2章の規定を遵守すること。

ウ 指定管理業務を行うに当たり作成し又は取得した文書等は、適正に管理し、5年間保存すること。指定期間を過ぎた後も、同様とする。

エ 指定管理者は、業務の実施に当たっては、省エネルギーの徹底と温室効果ガスの排出抑制に努めるとともに、廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進、廃棄物の適正処理に努めること。また、環境負荷の軽減に配慮した物品等の調達（グリーン調達）など、SDGs 配慮した取り組みに努めること。

2 受託者は、施設利用者の被災に対する第一次責任を有し、施設又は施設利用者に災害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。

3 受託者は、管理業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、速

やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。

(指定の期間)

第9条 委託者が受託者を指定管理者として指定する期間は、令和9年4月1日から令和14年3月31日までとする。

2 管理業務に係る事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(指定管理料)

第10条 管理業務に対する指定管理料の額は、各年度 円（消費税及び地方消費税含む。）を上限として、対象年度の開始前に対象年度の予算の範囲内で、委託者受託者協議したうえで別途「年度協定書」に定めるものとする。

2 委託者は、支払請求書を受理した日から30日以内に指定管理料を受託者に支払うものとする。

(管理業務仕様書及び指定管理料の変更)

第11条 管理業務仕様書の内容及び指定管理料の額を変更すべき特別な事情が生じた場合には、その都度、委託者受託者協議のうえ、定めるものとする。

(リスク分担)

第12条 管理業務に関するリスク分担については、別記3「リスク分担表」のとおりとする。

2 前項に定める事項で疑義がある場合又は前項に定める事項以外の不測のリスクが生じた場合は、委託者受託者両方で協議のうえ、リスク分担を決定する。

(事業計画等の提出)

第13条 受託者は、毎年度、年度開始30日前までに、次に掲げる内容を記載した事業計画書を委託者に提出しなければならない。

- (1) 管理運営の体制
- (2) 事業の概要及び実施する時期
- (3) 管理運営経費の収支予算書
- (4) その他委託者が必要と認める事項

2 委託者は、前項の計画書が提出されたときは、内容を審査し、必要な指示をすることができる。

3 委託者及び受託者は、事業計画書を変更しようとするときは、委託者受託者協議のうえ、定めるものとする。

(業務報告)

第14条 受託者は、毎月終了後10日以内に管理運営業務報告書を委託者に提出するものとする。

2 委託者は、管理業務の適正を期するため、受託者に対し、前項に掲げるもののほか管理業務及び経理の状況に関し必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(事業報告)

第15条 受託者は、毎事業年度終了後30日以内に管理業務に係る事業報告書を委託者

に提出し、その承認を得なければならない。

2 前項の事業報告書に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 管理運営業務の実施状況
- (2) 利用状況及び使用拒否等の件数・理由
- (3) 利用料金の収入実績
- (4) 管理経費の収支状況
- (5) その他委託者が必要と認める事項

3 受託者は、委託者が年度途中において受託者に対する指定管理者の指定を取り消した場合には、指定が取り消された日から15日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

4 受託者は、収支に関する帳票その他事業に係る記録を整備し、常に経理状況を明らかにしておくとともに、委託者が必要と認めるときは、その状況を報告しなければならない。

(指定の取消し等)

第16条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、指定管理者の指定を取り消し、又は業務の全部又は一部を停止させ、支払った経費の全部又は一部の返還及びこれにより生じた損害の賠償を命ずることができる。

- (1) 業務に際し不正行為があったとき
- (2) 委託者に対し虚偽の報告をし、または正当な理由なく報告等を拒んだとき
- (3) 受託者が本協定内容を履行せず、またはこれらに違反したとき
- (4) 自らの責めに帰すべき事由により受託者から本協定締結の解除の申し出があったとき
- (5) 前各号のほか、受託者が山都町運動公園の指定管理者として管理業務を継続することが適当でないと認められるとき

2 受託者が、この協定を指定期間内に解除しようとするときは、その3か月前までに委託者の承認を得なければならない。

3 委託者は、第1項に定める場合のほか、必要があるときは、業務の全部又は一部を廃止することができる。この場合においては、委託者は、廃止しようとする日の30日前までに受託者に通知しなければならない。

4 前3項により指定管理者の指定が取り消された場合における損害の賠償については、委託者受託者協議して定める。

(原状回復義務)

第17条 受託者は、その指定の期間が満了したとき、又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、町長の承認を得たときは、この限りでない。

(備品等の扱い)

第18条 この協定の終了に際し、備品等の扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 備品等については、受託者は、委託者が指定するものに対して引き継がなければならない。
- (2) 受託者が、受託者の費用により購入または調達した備品等については、原則として受託者が自己の責任と費用で撤去・撤収するものとする。ただし、委託者と受託者の

協議において両者が合意した場合、受託者は、委託者が指定するものに対して引き継ぐことができるものとする。

(損害の賠償)

第19条 受託者は、管理物件の管理業務の履行に当たり、受託者の責に帰すべき事由により委託者又は第三者に損害を与えた場合は、損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、損害を受けた第三者の求めに応じ委託者が損害を賠償したときは、委託者は受託者に対して求償権を有するものとする。

(保険の加入)

第20条 受託者は、第2条に定める山都町運動公園の管理業務においては、賠償責任保険等必要と認められる保険に加入するものとする。但し、任意加入とされる保険については、委託者受託者協議によるものとする。

(不可抗力によって発生した費用等の負担)

第21条 不可抗力の発生に起因して受託者に損害・損失や増加費用が発生した場合、受託者は、その内容や程度の詳細を記載した書面をもって委託者に通知するものとする。

2 委託者は、前項の通知を受け取った場合、損害状況の確認を行ったうえで委託者と受託者の協議を行い、不可抗力の判定や費用負担等を決定するものとする。

3 不可抗力の発生に起因して受託者に損害・損失や増加費用が発生した場合、当該費用については合理性の認められる範囲で委託者が負担するものとする。なお、受託者が付保した保険によりてん補された金額相当分については、委託者の負担に含まないものとする。

(不可抗力による一部の業務実施の免除)

第22条 前条第2項に定める協議の結果、不可抗力の発生により本業務の一部の実施ができなくなったと認められた場合、受託者は不可抗力により影響を受ける限度において本協定に定める義務を免れるものとする。

2 受託者が不可抗力により業務の一部を実施できなかった場合、委託者は、受託者との協議のうえ、受託者が当該業務を実施できなかったことにより免れた費用分を指定管理料から減額することができるものとする。

(再委託の禁止)

第23条 受託者は、管理業務を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ委託者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(個人情報の保護)

第24条 受託者は、管理運営業務を実施するに当たっての個人情報の取扱いについては、別記4「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(重要事項の変更の届出)

第25条 受託者は、定款、事務所の所在地又は代表者の変更等を行ったときは、遅滞なく委託者に届け出なければならない。

(書類の提出)

第26条 受託者は、山都町運動公園の管理業務に必要な諸規則、非常時の体制を整備し、これを委託者に届け出なければならない。

(協定の改定)

第27条 山都町運動公園の管理業務に関し、事情が変更したとき、又は特別な事情が生じたときは、委託者受託者協議のうえ、この協定を改定することができる。

(協議)

第28条 この協定に関し疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、その都度委託者受託者協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、委託者、受託者記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

令和 年 月 日

委託者

所在地 熊本県上益城郡山都町浜町6番地

名 称 山都町

代表者 町 長 坂本 靖也

受託者

所在地

名 称

代表者